

平成30年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、就学援助（平成29年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：平成30年3月2日(金)～3月9日(金) [午前8時30分～午後5時]

※3月3日(土)・4日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

2 申請に必要なもの

(1) 印鑑

(2) 保護者名義の預金通帳

※援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。

(3) 通常は、上記(1)(2)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。（裏面参照）

3 援助の内容

区分	学年	支給方法	支給時期
学用品費等	全年	学年ごととの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された場合は月割で支給〕	7月・10月・1月・2月の各月下旬
新入学学用品費	小1・中1	4月認定者のみに定額を支給	5月下旬
修学旅行費	小6・中3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給	7月までの実施分：8月下旬 10月までの実施分：11月下旬 11月以降の実施分：実施後
医療費(※1)	全学年(※2)	申請により医療券を交付	—
学校給食	全年	児童生徒へ給食を提供(費用については市が負担)	—
学校生活管理指導費(※3)	全年	申請により限度額を2,000円として実費支給	7月・10月・1月・4月の各月下旬

※1：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※2：医療費助成制度を優先します。

※3：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料を助成します。

* * * 一斉申請終了後の申請について * * *

(1) 日 時：平成30年3月12日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

* * * 問い合わせ先 * * *

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課 (☎51-2825) / 市役所東館11階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課 (☎51-2835) / 市役所東館11階

4 援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

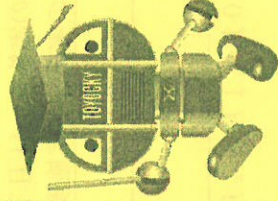
番号	項目	事情を明らかにする書類												
1	平成 29 年 4 月 1 日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書												
2	所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方	<p>必要ありません。</p> <p>ただし、次に該当する場合は、<u>世帯全員の所得証明書が必要</u>です。</p> <p>【平成 30 年 3 月 2 日から 6 月 1 日までの申請】 平成 29 年 1 月 1 日現在で豊橋市に住民票がない方→平成 29 年度所得証明書 【平成 30 年 6 月 4 日以降の申請】 平成 30 年 1 月 1 日現在で豊橋市に住民票がない方→平成 30 年度所得証明書</p> <p>(1) 援助を受けることができる基準は、所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が下記の金額以下です。ただし、別居の父母（単身赴任等）は計算対象になります。</p> <p>(2) 平成 30 年 4 月～6 月認定（6 月 1 日までの申請）は、平成 28 年所得を、平成 30 年 7 月認定（6 月 4 日以降の申請）以降は、平成 29 年所得を適用します。</p> <p>(3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況（適用年の所得等）によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。</p> <p>【所得基準額】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>家族人数</td> <td>2 人</td> <td>3 人</td> <td>4 人</td> <td>5 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>所得額</td> <td>2,254,000 円</td> <td>2,773,000 円</td> <td>3,334,000 円</td> <td>3,741,000 円</td> <td>4,278,000 円</td> </tr> </table> <p>※7 人以上は、6 人家族の所得額に 1 人増すごとに 47 万円を加算した金額です。</p>	家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	所得額	2,254,000 円	2,773,000 円	3,334,000 円	3,741,000 円	4,278,000 円
家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人									
所得額	2,254,000 円	2,773,000 円	3,334,000 円	3,741,000 円	4,278,000 円									

※児童扶養手当を受給中の方であっても、所得基準以上の方は、援助対象外です。

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等、その他経済的に困りの方は、別途ご相談ください。

あなたの世帯の所得合計額を計算してみましょう！



区分	所得	備考
児童生徒の父	円	児童生徒と別居の場合(単身赴任等)も計算対象になります。
" 母	円	
その他の世帯員	円	住民登録上の同一世帯員(祖父母等)の所得合計額です。
家族人数(全員)	所得合計額(ア+イ+ウ)	家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数です。
人	円	

----- 切り取り -----

[就学援助の受給の有無について]

該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、切り取って受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

- ①新学年：___年、学校：___小・中学校、氏名：___
- ②新学年：___年、学校：___小・中学校、氏名：___
- ③新学年：___年、学校：___小・中学校、氏名：___

*現在、受給していない**新小学1年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？ ___人